

# ○大府市循環バス時刻表広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大府市循環バス（以下「循環バス」という。）の時刻表への広告掲載の取扱いに関し、大府市有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び大府市有料広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(時刻表の規格等)

第2条 時刻表の規格等は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 規格 A2サイズ（A4折り込み）、4色両面カラー
- (2) 発行部数 50,000部以上
- (3) 配布方法 市内全戸配布に加え、市役所、公民館などの公共施設等に設置

(広告の規格等)

第3条 広告の規格、広告枠数、広告掲載料は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 広告の規格 1枠あたり縦50mm×横65mmとする。
- (2) 広告枠数 6枠
- (3) 広告掲載料 1枠あたり20,000円とする。

(広告掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、発行した時刻表を全て配布するまで、若しくは新たに時刻表を発行するまでとする。

(広告の掲載方法)

第5条 広告主は、市へ広告の電子データを提供するものとし、市は、広告主に提供されたデータにより時刻表へ広告掲載を行う。ただし、掲載する広告の位置は、市が指定する場所とする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、市が直接募集するものとし、市ホームページ等で行うものとする。

2 広告掲載の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、次のいずれかの要件を満たす法人若しくは個人事業主とする。

- (1) 市内に本社、本店等を有するもの
- (2) 市内に支店、営業所等を有するもの

(企画提案書の提出)

第7条 申込者は、大府市循環バス時刻表広告掲載申込書（第1号様式、以下「申込書」という。）に要綱第6条に規定する書類を添えて、市長に提出するものとする。

(広告の審査)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、当該申込みの内容を要綱第13条に規定する大府市有料広告掲載等審査委員会において、掲載の可否を決定する。

2 市長は、広告の内容が要綱及び基準に違反し、又はその恐れがあると判断した場合は、申込者に対してその内容の変更を求めることができるものとする。

(広告掲載料の納入)

第9条 要綱第7条第1項の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、市が発行する納付書により、広告掲載料を一括して納入しなければならない。

（広告主の責任）

第10条 広告主は、循環バス時刻表広告掲載業務に関する全ての責任を負うものとする。

2 広告主は、循環バス広告時刻表掲載業務に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任において解決するものとする。

3 広告主は、循環バス時刻表広告掲載業務の権利を第三者に譲渡してはならない。

（協議）

第11条 広告主は、この要領に定めのない事項又はこの要領の条項のいずれかの解釈に疑義が生じたときは、市長と協議する。

附 則

この要領は、平成31年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月26日から施行する。